

---

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

# 融資制度のご案内

# 1. 生活衛生改善貸付

- 無担保・無保証人でご利用いただけます。
- ご返済期間に関わらず、利率は一定です。

お使いみち	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、生活衛生同業組合等から経営指導を受けている方	
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間	10年以内	7年以内
据置期間	2年以内	1年以内
利率(年)	特別利率F(年1, 11%)	
その他	生活衛生同業組合等の推薦が必要になります。	

(注) 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 営業許可等を受けている生活衛生関係業者であること
- 2 常時使用する従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の法人または個人であること
- 3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること
- 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること
- 5 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます。)を原則として完納していること

## 2. 振興事業貸付

- ▶ 組合員の方向けの振興事業貸付(注1)は当公庫の生活衛生貸付の一般貸付と比べて、有利な条件でご利用いただけます。

お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内(注2)	5,700万円以内
ご返済期間	20年以内(注3)	7年以内
据置期間	2年以内	
利率(年)(注4)	基準利率、特別利率A・B・C・J	基準利率、特別利率A・B

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

(注2) ご融資額は業種によって異なります(19項参照)。

(注3) 訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内

(注4) 1 店舗等の振興事業特定施設設備は、特別利率Cが適用されます。

2 振興事業促進支援融資制度をご利用いただく場合、適用される利率から0.15%引き下げた利率でご利用いただけます(振興事業特定施設設備・振興運転資金に限ります。)

3 標準営業約款登録営業業者の方が必要とする運転資金は、特別利率Aが適用されます(振興事業促進支援融資制度と併用可)。

4 事業承継を行う方が必要とする運転資金は、特別利率Aが適用されます(振興事業促進支援融資制度との併用不可)。

5 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方は特別利率A(「くるみんマーク」又は「えるぼしマーク」の認定を受けた方は特別利率B)が適用されます。

6 地方公共団体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む方は特別利率Aが適用されます。

7 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、ユースエール認定を受けた方は特別利率Bが適用されます。

8 訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金は特別利率J、運転資金は特別利率Bが適用されます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

### 3. 振興事業促進支援融資制度

ご利用いただける方	振興計画認定組合の組合員であって、組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画書の確認を受けた方	
利率(年) <sup>(注)</sup>	設備資金	特別利率C-0.15%
	運転資金	基準利率-0.15%
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事業に係る資金証明書</li> <li>・振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書の写し</li> </ul>	

(注)1 設備資金の0.15%の低減は、振興事業特定施設設備に限ります。

2 運転資金の場合、標準営業約款登録業者については、「特別利率A-0.15%」となります。

#### 【参考】一定の会計書類とは

青色申告を行っている方	税務署の收受印がある青色申告書
白色申告を行っている方	白色申告書。必要に応じて経営状況が確認できる帳簿類(現金出納帳等)
決算(申告)実績のない方	経営実績に基づき作成された創業計画書等の経営実績の分かるもの 必要に応じて経営状況が確認できる帳簿類(現金出納帳等)
開業予定の方	創業計画書

## 4. 振興事業貸付(インバウンド対応関連)

- 訪日外国人旅行者(インバウンド)対応を行う方にご利用いただけます。
- 組合員の方が必要とする設備資金(土地を含みます。)は特別利率J、運転資金は特別利率Bが適用されます。

お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	振興事業貸付のご融資額	
ご返済期間	20年以内 ※店舗・宿泊施設の新設及び増改築にかかるものについては、30年以内	7年以内
据置期間	2年以内	
利率(年)	特別利率J	特別利率B

(注) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)が発行する振興事業に係る資金証明書」および「訪日外国人旅行者対応計画書」が必要となります。

- お使いみちの例(下記以外にも幅広いお使いみちにご利用いただけます。)

- 外国語等表記による案内看板の設置に必要な資金
- 外国語案内ツールの整備に必要な資金(パンフレット等作成費用、外国語ホームページの構築等)
- 外国人受入を行うための店舗改装等施設整備に必要な資金  
(外国人集客を目的とした店舗出店、外国人受入のための洋式トイレの設置、和室用椅子の購入等)
- クレジットカード対応機器、データ通信端末等の設置に必要な資金
- 従業員の語学研修等に必要な資金
- 外国人対応スタッフを雇用するための資金

## 5. 生活衛生セーフティネット貸付

- 原材料高等により資金繰りに影響を受けている方が経営の安定・基盤の強化を図るための運転資金としてご利用いただけます。
- 振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)の発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

お使いみち	運転資金
ご融資額	5,700万円以内
ご返済期間	8年以内
据置期間	3年以内
利率(年) <sup>(注)</sup>	基準利率、特別利率R・T

(注) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。

1 次のいずれにも該当する場合は、特別利率Rが適用されます。

(1) 借入負担が重く、経営の改善に迫られていること

(2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に定める認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて事業計画書を策定すること

2 雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、特別利率Rが適用されます。

3 前1および2のいずれの要件も満たす場合は、特別利率Tが適用されます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

## 6. 担保を不要とする融資

- 担保の提供を不要とする融資をご希望の方のための制度です。
- ご利用にあたっては、税務申告を2期以上行っていることが必要です。

お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	4,800万円以内	
ご返済期間・据置期間	各融資制度に定める期間	
連帯保証人	法人の方…代表者の方のみ 個人の方…不要 なお、次の方などには、連帯保証をお願いする場合があります。 ・実質的な経営者である方 ・事業承継を予定している方	

(注) ご利用にあたっては、これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。

## 7. 生活衛生新企業育成資金

- 生衛業を創業する方※向けの融資制度です。
- 振興計画認定組合の組合員の方は組合に加入されていない方と比べて、有利な条件でご利用いただけます。

※創業前または創業後7年以内の方

ご利用いただける方	振興計画認定組合の組合員の方	
お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内(注1)	5,700万円以内
ご返済期間	20年以内	7年以内
据置期間	2年以内	
利率(年)(注2)	基準利率、特別利率A・C	基準利率、特別利率A

(注1) ご融資額は業種によって異なります(19項参照)。

(注2)1 振興計画認定組合の組合員の方で、次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。

- (1) 店舗等の振興事業特定施設設備は、特別利率Cが適用されます。
  - (2) 振興事業促進支援融資制度をご利用いただく場合、適用される利率から0.15%引き下げた利率でご利用いただけます(振興事業特定施設設備・振興運転資金に限ります。)
  - (3) 標準営業約款登録営業業者の方の運転資金は特別利率Aが適用されます(振興事業促進支援融資制度との併用可)。
- 2 女性、35歳未満または55歳以上の方は特別利率Aが適用されず(振興事業促進支援融資制度との併用不可)。



## 8. 新創業融資制度

- 新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方※に無担保・無保証人でご利用いただける制度です。

※創業後税務申告2期未満の方

お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	3,000万円以内 (うち運転資金は1,500万円以内)	
ご返済期間・据置期間	各融資制度に定める期間	

- (注) 1 事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金等を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。なお、事業に使用される予定がない資金は本件における自己資金には含みません。
- 2 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。

## 9. 創業支援貸付利率特例制度

- 創業前および創業後税務申告2期未満の方は各融資制度で定める利率から0.2%  
(女性または35歳未満の方、Uターン等により地方で創業する方※は0.3%)  
低減されます。

※ 都市(仙台市、東京23区、名古屋市、大阪市および福岡市)に居住または勤務されている方が地方(本制度では都市以外の地域のことをいいます。)で創業する場合(東京23区に居住または勤務されている方については、東京23区以外の都市で創業される場合も含みます。)

### ○ Uターン等により創業する方の例

創業前		創業後	事例
居住地	勤務地	営業所	
都市	都市	地方	名古屋市内に居住かつ勤務。岐阜市内で創業
都市	地方	地方	大阪市に居住、尼崎市内に勤務。尼崎市内で創業
地方	都市	地方	久留米市に居住、福岡市内に勤務。久留米市内で創業
地方	都市(東京23区)	都市 (東京23区以外の都市)	さいたま市内に居住、千代田区内に勤務。仙台市で創業

- (注)1 まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度との併用はできません。  
2 一部の制度で適用できない場合があります。詳しくは支店までお問い合わせください。

# 10. まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の趣旨に沿った事業を行う方は、各融資制度等で定められた利率から0.1%低減されます。

<p>特例制度をご利用いただける方 ▶対象制度を適用する方で右記のいずれかの要件を満たす方</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地方で、新たに1名以上(従業員11名以上20名以下の企業の場合2名以上)の若者(35歳未満)を雇用する方</li><li>② 本社を東京23区から地方に移転する方、または店舗・事務所等を地方に新設もしくは増設する方(従業員21名以上の企業の場合は、地方で、新たに3名以上の若者を雇用する方に限ります。)</li><li>③ 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「くるみん認定」を受けた方</li><li>④ まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された地方版総合戦略により、地方創生に資する事業として、地方公共団体が認めた事業を行う方</li></ul>
<p>お使いみち</p>	<p>対象制度に定めるお使いみち ただし、上記①、②の設備資金は地方におけるものに限りま。</p>

✓「地方」とは…東京23区、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市を除く地域をいいます。

- (注) 1 創業前および創業後税務申告2期未満の方もご利用いただけます(創業支援貸付利率特例制度との併用はできません。)  
2 一部の制度で適用できない場合があります。詳しくは支店までお問い合わせください。

## 11-1. 資金のお使いみち（飲食店営業・喫茶店営業）

ご融資の対象となるのは、営業に必要な資金となります。

また、前掲の振興事業貸付または生活衛生新企業育成資金において、より有利な利率「特別利率C」が適用されるのは以下のような設備になります。

なお、振興事業促進支援融資制度をご利用いただく場合は、特別利率C－0.15%の適用となります（表中の設備以外にも特別利率が適用される設備がございます。詳しくは支店までお問い合わせください。）。

### 飲食店営業・喫茶店営業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 厨房設備
- エアコン
- ショーウィンドー、サンプルケース
- 仕入・配送用車両
- 音響設備
- 客席用テーブル・いす
- 防犯設備（防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど）
- 換気設備（ダクト、排気口など）
- 消毒設備

（注）下線のついたものは、特別利率Cのみの適用となります。以下同じ。

## 11-2. 資金のお使いみち（食肉販売業・食鳥肉販売業、氷雪販売業）

### 食肉販売業・食鳥肉販売業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 冷凍庫、冷蔵庫、冷凍(蔵)ショーケース
- チョッパー、スライサー、作業台、電気のこぎり
- 真空包装機
- 解凍庫
- エアコン
- 仕入・配送用車両
- 防犯設備（防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど）

### 氷雪販売業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 配送用車両
- 冷凍設備
- アイスクラッシャー
- 電気のこぎり
- 防犯設備（防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど）

## 11-3. 資金のお使いみち(理容業・美容業、興行場営業)

### 理容業・美容業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 理容いす・美容いす
- エアコン
- 循環式同時給湯設備
- 毛髪頭皮関連機器
- 店舗標識灯
- 集塵・掃除機
- 音響設備
- 防犯設備(防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど)
- 洗濯機、脱水機、乾燥機
- 待合室いす・テーブル、顧客用ロッカー
- 送迎・訪問用車両
- タオル蒸器

### 興行場営業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 映写用設備
- 音響設備
- スクリーン、スクリーンカーテン、どん帳
- 入場券自動販売機
- デジタル映写設備

## 11-4. 資金のお使いみち(旅館業)

### 旅館業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 厨房設備
- エアコン
- 洗濯機・脱水機・乾燥機
- 送迎車
- ボイラー
- 音響設備、非常構内通報装置
- フロント会計機、システム冷蔵庫
- 無線オーダーリングシステム、電話交換機
- マルチ機能ファクシミリ
- 防犯設備(防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど)
- 寝具(宿泊客用)
- AV機器(デジタル対応のもの)
- 換気設備(ダクト、排気口など)
- 滅菌機
- 循環ろ過機

## 11-5. 資金のお使いみち(クリーニング業)

### クリーニング業

- 店舗等の内外装工事、新築、増改築、買取、敷金、保証金
- 受動喫煙防止設備
- 診断用カウンター
- 洗濯物診断店表示設備
- 洗濯機・脱水(液)機
- 洗濯脱液乾燥機
- ランドリー用乾燥機
- ドライ用乾燥機
- プレス機
- 有気圧ボイラー
- コンプレッサー
- 配送用車両
- 溶剤清浄装置
- 包装機
- 防犯設備(防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど)
- 換気設備(ダクト、排気口など)



## 11-6. 資金のお使いみち(一般公衆浴場業)

### 一般貸付における「特別利率E」の対象設備

- ・店舗等の内外装工事、新築、増改築
- ・浴槽、洗い場、煙突
- ・給水場設備、超音波設備、赤外線設備
- ・ロッカー、下駄箱、鏡
- ・深井戸、深井戸用ポンプ
- ・換気設備
- ・空気清浄機、エアコン、冷暖房設備
- ・給排水衛生設備
- ・給油車、貯油槽、重油貯蔵所
- ・洗濯・脱水機、乾燥機
- ・集塵・掃除機
- ・消毒設備
- ・浴場借地更新・買取(別枠1億5,000万円まで)

一般公衆浴場業の方は、一般貸付において特に有利な「浴場利率(特別利率E)」がご利用いただけます。

### 振興事業貸付における「特別利率C」の対象設備

- ・受動喫煙防止設備
- ・教養娯楽・健康コーナー
- ・サウナ施設
- ・喫茶コーナー
- ・家族風呂施設
- ・コインランドリー
- ・立体式駐車場設備
- ・情報近代化設備
- ・全自動手指洗浄消毒器
- ・自動券売機
- ・防犯設備(防犯シャッター、防犯金庫、異常通報警備システムなど)
- ・AV機器(デジタル対応のもの)

## 12. 事業規模

➤ ご利用いただける方はいずれかの事業規模に該当する方になります。

業種	資本金(会社)	常時使用する従業員数 (会社または個人)
飲食店営業 喫茶店営業 理容業 美容業 浴場業	5,000万円以下	100人以下
食肉小売業 食鳥肉小売業 氷雪小売業	5,000万円以下	50人以下
食肉卸売業 食鳥肉卸売業 氷雪卸売業	1億円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
興行場営業	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

(注) 生活衛生改善貸付については、常時使用する従業員数が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の会社または個人となります。

# 13. ご融資額

➤ 振興事業貸付および生活衛生新企業育成資金における業種ごとのご融資額は次のとおりです。

業種	ご融資額	
	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 理容業 美容業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 浴場業	1億5,000万円以内	5,700万円以内
クリーニング業(注)	3億円以内	
旅館業 興行場営業	7億2,000万円以内	
一般公衆浴場業	1億5,000万円以内 (一般貸付とは別枠)	

(注) クリーニング取次業については、設備資金・運転資金とも4,800万円以内

## 14. ご相談窓口

- 融資のご相談は最寄りの支店担当者までお気軽にお問い合わせください。  
(受付時間: 平日 9:00~17:00)

支店	所在地	電話番号	担当者
岡山支店	〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-27 (太陽生命岡山柳町ビル)	086-225-0010	
倉敷支店	〒710-0051 倉敷市幸町1-40 (倉敷ナカヨシビルⅡ)	086-425-8401	
津山支店	〒708-0022 津山市山下18-1	086-22-6135	
福山支店	〒720-0814 福山市光南町2-2-7	084-992-6550	